

本市記入欄	整理番号 第						号
-------	--------	--	--	--	--	--	---

第1号の1様式

年 月 日

コミュニティ回収実施届出書

大阪市長

ふりがな
団体名

郵便番号 —
代表者住所

ふりがな
代表者氏名
代表者電話番号

ふりがな
会計担当者氏名
会計担当者電話番号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第2条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

団体の種類 (○をつけてください)	地域活動協議会 ・ 連合振興町会
活動区域	
支援適用開始年月日	年 月 日
活動開始年月日	年 月 日
収集方法	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理計画に定める収集方法 <input type="checkbox"/> その他 ()
収集品目	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理計画に定める古紙・衣類6品目
6品目以外で収集している 再生資源の種類 (○をつけてください)	古布(ウエス) びん・アルミ缶・スチール缶 その他金属 () その他資源 ()

※届出時には、①団体の会則又は定款 ②役員構成又は組織図 又はこれに類する書類を添付してください。

なお、届け出にあたり、次の事項について承諾します。
(各事項を確認したうえ、□欄にレ点チェックをしてください。)

収集等

活動団体は、収集日の午前9時から午後5時までの時間帯において、自ら収集運搬等の委託契約を締結した事業者により、活動区域における6品目の収集を行います。

再資源化

活動団体は、収集した6品目を、再生資源収集事業者へ引き渡し、再資源化を図ります。

活動区域における周知等

活動開始に伴う活動区域に居住する市民に対する周知については活動団体が行います。また、活動区域における6品目の収集日を変更する場合は、大阪市と協議を行うこととし、変更に伴う周知についても、活動団体が行います。

広聴対応

コミュニティ回収に伴う、排出場所や収集等に関する広聴については、活動団体が活動区域に居住する市民との話し合い等により適宜解決に努めます。

未収集の対応

収集日の午前9時から午後5時までの時間帯において、活動区域から排出された6品目が未収集の場合は、活動団体が窓口となり、責任を持って対応します。

活動に伴う事故等

コミュニティ回収に関わり、交通事故や物品の破損等が発生した場合は、活動団体が責任を持って相手方と交渉して解決を図ります。

会計処理

届出の前に本事業における会計の収支は地域内で共有できるようにすること、契約再生資源事業者への売却は収益事業となることの説明を大阪市から受けており、自らの責任において適切な会計処理を行います。